

保育所（園）を利用されている皆様へ

いわき市長 清水 敏男
（ 公 印 省 略 ）

「いわき市新型コロナウイルス感染防止一斉行動」に伴う保育所の臨時休園について
（依頼）

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、国において、昨日、全国一斉の取り組みで人の移動を抑えることが重要として、「緊急事態宣言」を全都道府県に発出しました。

また、本市におきましても感染者が増加傾向にあるため、感染拡大のリスクを極力減らし、市民の命と健康、生活の安全と安心を確保する観点から、市民、事業者等あらゆる主体の協力を得ながら、市内全域で一斉に、人と人との接触機会をできる限り減らすことを目的として、「いわき市新型コロナウイルス感染防止一斉行動」の取り組みを実施することといたしました。

このため、保育所におきましても、児童の健康・安全を第一に考え、大規模な感染リスクに備えるため、次の期間については臨時休園といたしますので、保護者の皆様におかれましては、当該期間について、可能な限り各家庭での保育にご協力くださるようお願いいたします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方などについては、特例的に保育所での保育を行いますので、次の内容をご確認ください。

1 一斉行動の対象期間

令和 2 年 4 月 18 日（土）から同年 5 月 6 日（水）まで

2 当該期間中に特例的に保育を行う方（日曜と祝日を除く）

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方等の例

① 両親ともに次の業種に従事している方で、当該期間中の就労が必要な方

医療（病院、薬局等）、福祉（保育所等、放課後児童クラブ、介護施設）、小売業（食品、生活必需品等）、行政（警察、消防等）、金融機関、各種ライフライン、流通、製造、公共交通

② ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方

※ 上記以外で、ご家族の介護やご自身の疾病などにより、家庭での保育が困難な方につきましては、個別具体の状況に応じて、保育所にご相談くださるようお願いいたします。

3 その他

今回の臨時休園により、保育所を利用されなかった場合には、当該期間中の保育料について「減免（還付）」となりますが、具体的な手続き等については追ってお知らせいたします。